

中小会社の リスクマネジメント

法人は、経営環境が変化するなかに資本を投下していますので、莫大なリスクが常につきまっています。時にそのリスクは法人の存続発展を脅かすことにもなります。今回は、リスクを怖がることなくマネジメントする観点からその対処方法の基礎をまとめてみます。

1 リスクの発見・把握

●業務フローチャートの分析 法人活動を細分化し、フローチャートの図表を作成 分析し損失発生リスクの可能性を列挙します。

●経験的統計的手法 自社や他社の過去の財務データ 損失に関する記録から、将来再発の可能性を把握します。

●その他ヒヤリング分析 チェックリストによる方法、外部情報によるチェック等があります。

2. リスクの評価

リスクの評価方法 次のような三つの推計方法があります。①理論的推計～A リスクの発生頻度はどれくらいか。B 損失の頻度はどれくらいか。C 予想損失はどれくらいか。(A×B) ②経験的推計～過去の主な事例の損失から損失発生金額を推計します。③財務的影響推計～目標と予測の差を補足します。

●優先性の把握 損失の発生頻度と損失の発生額から優先順位を把握します。

3. リスクの対処

損失発生前に何をすべきか(事前の対策)と損失発生後に何ををして、損失を最小限にする(事後の対策) ことができるかの二つです。

●事前の対策(リスク・コントロール) 事故発生の可能性を少なくして、発生しても損害規模を軽減するため、回避 除去(防止、軽減) 分散(分散 分割) 結合(協定、合併)などの対策を講じます。

●事後の対策(事後の対策を事前に練る) 危機管理の体制を確立すると同時に、事前に自己資金または外部資金の調達準備をしておく。

ナマの税務相談室

Q 先生、15年前に相続でお世話になったA区のWです。先生ご存知の亡父の後妻Y女が、この度実家に、やむを得ない事情で帰郷するに当たって、自宅の2分の1の持分を生さぬ仲の私に譲渡してくれました。1億円という価額です。

A W社長、15年前の相続税の際の記憶ですが、小規模宅地特例控除後の価額が3,500万円ほどであったと思います。現在の時価は調べたのですか。

Q ハイ、鑑定評価上2分の1持分で1億1千万円ほど、相続税評価額としては、土地は調整しない路線価額で8,200万円、家屋は800万円ほどになります。いずれも2分の1の価額です。

A 譲渡価額としては1億円という売買価額は、例の負担付贈与の通達に照らしても不当な価額ではありません。

義理の親子 離別にまつわる譲渡

Q W不動産の担当A税理士には少し高いのではとチラといわれましたが、会社とY女の関係は監査役ですが、年額200万円

の給与で、経理事務もY女はかなり分担していました。

A 会社とY女の関係はA先生に任せますが、私の心配はY女所有株式です。Y女は持株の3,000株は「額面」で戻してくれたそうですね。私の記憶では、父上の相続時はY女の持株は父上から生前贈与されていて実株扱いでした。

Q 母の3,000株は、現在私と妻と長男それぞれに1,000株異動されています。所轄税務署の指摘があれば、善処したいと思っています。ア、1億円は支払済みです。

A なお、売買契約はまだ表面上の意見ですから、もう少し検討したいのでまかせてください。株式の件も含めて…。

ナマの税務相談室